

高齢者が元気でいられる町づくりを目指して

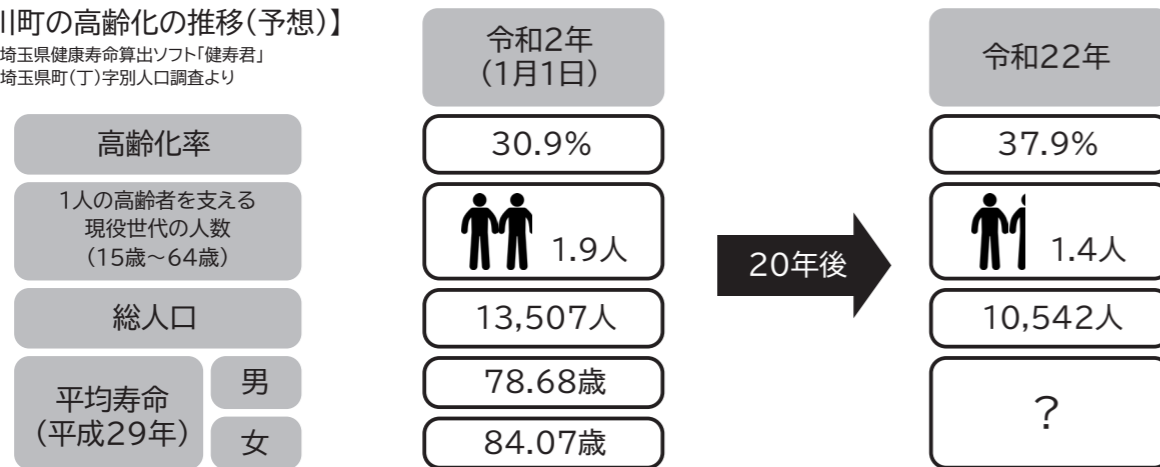
～数字で分かる神川町の「高齢化」～

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

神川町の高齢化率は、平成22年に「超高齢社会」といわれる21%を超え、令和元年には30%となり、約10%伸び、今後も上昇すると考えられています。これは、神川町の総人口が減少するなか、高齢者の人口が増加することによるものです。

【神川町の高齢化の推移(予想)】

資料：埼玉県健康寿命算出ソフト「健寿君」
埼玉県町(丁)字別人口調査より



増加する高齢者にとって最も重要なのは、住み慣れた場所で元気に生活できることです。

地域包括支援センターでは、「体操教室」「なっちゃんカフェ」「男性のための料理教室」などの様々な事業を行い、その生活の質の向上を応援していきます。

町民インタビュー～いきいきシニアライフ～

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX 0495-74-1156



ながよし かずこ
永吉 和子さん 92歳(熊野堂)

自分らしく元気に頑張っています！

・今までの生活は？

三重県で生まれ、その後埼玉県南部に移り、結婚。仕事と子育ての両立を行い、親の介護をして看取ることができました。縁あって約20年前に神川町に転居しました。夫が4年前に亡くなり、1周忌をきっかけに、以前から友達に誘われていたサロンや町の体操教室に参加し始めました。

・現在の生活は？

コロナの感染予防として、毎日家の換気と消毒を意識しています。買い物などは、娘と一緒にいきますが、それ以外の家事は自分で行っています。

健康維持のため体操教室で体力測定を行い自分に合った体操をしたり、仰向けになり平泳ぎのように手足を動かす体操を1日3回しています。時には休みたくなることもありますが、できるだけ前向きに過ごせるように心がけています。

それ以外に、1日の出来事を日記につけたりしてのんびり自分のペースで好きな時間を過ごすことの幸せを感じています。

・これからの目標は？

自分の決めたことについては、まっすぐ進んでいきたいと思っています。4歳のひ孫のためにも100歳まで元気で頑張りたいと思います。

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

令和2年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請について

令和2年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が7月1日から始まりました。

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご活用ください。なお、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合について、臨時特例措置の対象となる可能性があります。

○保険料免除制度とは

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、ご本人からの申請により保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

○保険料納付猶予制度とは

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、ご本人からの申請により保険料の納付が猶予される制度です。

| | 老齢基礎年金 | | 障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入) |
|-----------------|----------------|---------------------|----------------------------------|
| | 受給資格期間 への算入 | 年金額への反映 | |
| 納付 | ○ | ○ | ○ |
| 全額免除 | ○ | 全額納付した場合の年金額の2分の1反映 | ○ |
| 一部納付 | ○ | 納付額に応じて一部の額反映 | ○ |
| 納付猶予・ 学生納付特例 | ○ | × | ○ |
| 未納 | × | × | × |

●場合によって必要なもの

【雇用保険の被保険者であった方が失業等による申請を行う場合】

・雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し

【事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方が失業等による申請を行う場合】

・厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写しおよびその申請時の添付書類の写し(以下については、別途、失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)

・履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書

・税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書の写し(税務署等の受付印のあるものに限る。)

・保健所への廃止届出書の控(受付印のあるものに限る。)

・その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012

保険健康課 0495-77-2113

地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。

予約受付専用番号 **0570-05-4890**